

不適正な経理処理事案を受けた適正経理処理推進のための
再発防止強化策等について

平成27年12月

(独)農林水産消費安全技術センター

【目 次】

- I 適正経理処理推進委員会設置の経緯
- II 適正経理処理推進委員会の概要
- III 適正経理処理推進委員会における審議概要
- IV 今後の対応

I 適正経理処理推進委員会設置の経緯

1 会計検査院による検査の概要

会計検査院は、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構及び独立行政法人農業生物資源研究所において研究用物品等の購入等における預け金等の不適正な会計経理の実態について検査し、その結果を平成25年度決算検査報告に不当事項として掲記した。また、当該2法人を含む試験、研究等を行っている7法人が、内部調査を実施、平成26年12月に、研究用物品等の購入等における預け金等の不適正な会計経理の実態があったことを中間報告として公表した。

このような状況を踏まえて、会計検査院は、上記7法人の他に独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「FAMIC」という。）、独立行政法人種苗管理センター及び独立行政法人水産大学校を含めた10法人の契約関係書類と販売代理店等の帳簿等の書類を確認する等の検査を行った。その結果、10法人すべてにおいて研究用物品等の購入等における不適正な会計経理が確認され、平成26年度決算検査報告に掲記された。

2 FAMICへの指摘内容

FAMICは、平成27年に検査が行なわれ、平成19年度及び20年度の神戸センターの経理処理において翌年度納入^{※1}の7件（10,677千円）、平成19年度及び21～23年度の札幌センターの経理処理において契約前納入^{※2}の6件（1,065千円）について指摘され、他の独法と一括して決算検査報告書に掲記された。

※1: 翌年度納入

関係書類に実際の納品日より前の日付を検査日として記載するなどにより、研究等用物品が現年度に納入されたこととして代金を支払っていたもの

※2: 契約前納入

契約手続きが行われずのまま納入されていたのに、関係書類に実際の納品日より後の日付を検査日として記載することなどにより、研究等用物品が契約締結後に納入されたこととして代金を支払っていたもの

3 適正経理処理推進委員会の設置

FAMICとしては、これを受けて、公正かつ中立の立場で客観的に平成26年度の会計実地検査において確認された不適正な経理処理事案の会計事務処理状況、平成26年度に実施したDNA合成製品等の購入に係る内部調査結果、今回実施した契約事務の再点検、聞き取り調査に係る検証、及び再発防止対策

等に係る提言を得るため、学識経験及び専門知識を有する外部委員3名による適正経理処理推進委員会（以下「委員会」という。）を設置することとした。

II 適正経理処理推進委員会の概要

1 委員会の構成

委員会は、弁護士を委員長とし、公認会計士を含む3名の外部有識者により構成することとし、以下のとおり委員を選任した。

委員長（外部）近藤直樹（弁護士）

委員（外部）寺山昌文（公認会計士）

委員（外部）鈴木千輝（（一財）建築保全センター専務理事）

2 委員会の議事概要

(1) 第1回委員会の議題

- ・平成26年度の会計実地検査において確認された不適正な経理処理事案について
- ・不適正な経理処理事案に係る今後の対応について
- ・平成26年度に実施されたDNA合成製品等の購入に係る内部調査結果について
- ・不適正と確認された経理処理事案の発生原因調査について

(2) 第2回委員会の議題

- ・契約事務の再点検結果について
- ・第1回委員会における検証、議論を受けての再発防止強化策について
- ・会計事務のフロー図【物品購入】（案）について
- ・委員会運営要領第4条に基づく報告書（案）について

III 適正経理処理推進委員会における審議概要

1 内部調査結果の検証

(1) 内部調査を実施した経緯

（独）農業・食品産業技術総合研究機構において、DNA合成製品にかかる契約についての不適正な経理処理事案（期ずれ、品転、預け金等）が公表されたことを踏まえ、FAMICにおいてもDNA合成製品等の購入に係る経理処理が適正に実施されているかについて点検を行った。

(2) 内部調査の対象

対象期間は、契約関係文書が保存されている平成21年度から25年度、対象とする主な契約は、DNA合成製品及び受託事業に係る物品の購入とした。

(3) 内部調査の実施期間

平成26年9月3日から平成26年10月31日

(4) 内部調査結果

FAMICが保存していた契約関係書類の点検、関係者へのヒアリング及びアンケート調査等を実施したが、不適正な経理処理（期ずれ^{※1}、品転^{※2}、預け金^{※3}、プリペイド^{※4}）は発見されなかった。なお、調査結果の概要は以下のとおり。

※1: 期ずれ

当該年度に支払うべき代金を前年度もしくは翌年度に支払うこと。

※2: 品転

契約書類とは異なる消耗品等を納入させること。

※3: 預け

納入した物品の代金以上の支払いを行い、差額を業者に預け金とすること。

※4: プリペイド

納入する物品を明確に定めないまま業者に概算の代金を支払っておき、支払った代金の範囲内で様々な物品を納入させる契約のこと。

ア 契約事務手続きの確認

物品の購入契約はすべて会計部門で行われており、契約事務担当者が各課の契約依頼者から提出された契約依頼票に基づき契約決議を行い、業者あて発注していること。また、発注した物品はすべて会計部門を経由して納品され、検収担当者が必ずすべての納品を確認した後に支払事務を行っており、分析試験業務担当者による業者との直接取引を行うことができない仕組みになっていることを確認した。

イ 検収の実施方法の確認

調査対象期間中に検収を担当した職員全員に対して面談等により検収の実施方法を確認し、全ての検収担当者から定められた方法により納品書及び契約決議書等と納品された物品の照合を行っているとの回答を得た。

ウ 契約関係書類等の確認

調査対象期間に実施したDNA合成製品の購入に係る契約の内、約半数に相当する323件の契約関係書類を点検したが、不適正経理が推測される事実は発見されなかった。

エ DNA合成製品の使用者に対するヒアリング

DNA合成製品の使用者に対してヒアリングを行い、定められた手続き以外の方法で購入等を行っていないことを確認した。

オ 受託事業に係る契約事務の点検

調査対象期間に受託した18件の事業に係る契約関係書類を点検したが、不適正経理が推測される事実は発見されなかった。

カ 分析試験業務担当職員に対するアンケート

調査対象期間に総務部門以外に在職していた職員(622名)のうち、連絡先が不明などの理由からアンケートを実施できなかった者を除く586名に不正経理に係る記名アンケート調査を実施したが、何れの者からも不正な経理処理を行ったり、見聞きしたとの回答は無かった。

(5) 委員会としての検証結果

内部調査を実施した経緯を考えれば、検査の対象をDNA合成製品等に限定したこと、調査の進め方、結論の導き方などに問題があるとは言えない。従って、調査対象とした契約や調査対象期間が会計検査院の検査と異なるため、結果的に会計検査院が不適正な経理処理として指摘した内容を検出することは出来なかったが、内部調査自体に問題があったとは言えない。

※会計検査院の検査は、DNA合成製品以外の研究用物品も対象としている。

2 契約事務の再点検結果の検証

(1) 契約事務の再点検結果

本部及び各地域センター等における会計事務処理について、会計規程等に基づく手続きがなされているか、また、事務処理の各段階(発注依頼・契約・発注・検収・支払)における内部けん制の体制が構築されているか、さらに事務担当者が不在の場合の体制が構築されているかなどについて再点検を行った。

再点検の結果、本部及び各地域センター等とも手続き上の不備は発見されず、また、内部けん制等も適切に行われていることを確認した。

(2) 委員会としての検証結果

詳細な内部点検が行われており、平成24年度以降は規程どおり会計事務処理が適切に行われていることを確認した。

3 会計検査院から指摘された不適正な経理処理の発生要因の検証

(1) 聞き取り調査結果の概要

平成27年11月6日から11月12日にかけて、今回の会計検査院による実地

検査において指摘された事案に関与した業務担当職員及び経理担当職員等（現職16名）に対し、翌年度納入等の不適正な経理処理について聞き取り調査・事実確認を実施した。その主な回答は以下のとおりであった。

ア 翌年度納入事案（神戸センター）に関する事実認識

- ・ サイド実験台外3物品については、年度内の納入は厳しいのではないかと認識しており、その旨庁舎移転対策チームに伝えていたと記憶。当時は新庁舎移転に伴う工事及び旧庁舎の売却等の事務で多忙を極めていたこともあり、年度内に納品されたとする事務処理を行ったと記憶。
- ・ 決算にも絡み、未払金^{*}を減らすよう本部から指示されたと記憶。

※ 今回の聞き取り調査において、担当職員等は予算の未執行額を「未払金」と混同しており、勘定科目の「未払金」を意味するものではない。

イ 契約前納入事案（札幌センター）に関する事実認識

- ・ 当時、依頼する側としては会計担当に頼んだ後はお任せ状態で、契約日や納品日などを意識することはなかったと記憶。
- ・ 分析には欠かせない超純水装置が故障し、至急修理をしなければならぬ状況であったため、契約手続きが後になってしまったと推測。
- ・ 業務管理課庶務係長が作成した検査調書に、単に事務的に押印していたこともあったように記憶。

(2) 不適正経理の発生要因

会計検査院より不適正な事務処理として指摘された事案は、平成19年度から23年度に発生しており、とりわけ19年度が大半を占めている。

指摘された事案のうち、契約前納入については、至急の修理を要した、検査調書が形骸化していたなどの理由で、翌年度納入については、当該年度における予算執行を優先させるため、或は事務の繁雑さを避けるため年度内に納品されたこととして事務処理をしていたというものであり、いずれの場合も、事後に関係書類の体裁を整えていけば問題ないといった担当者の会計規程等の遵守意識が欠如していたことと、会計事務処理におけるチェック体制が十分機能しなかったことが原因と考えられる。

(3) 委員会としての検証結果

大半の書類は保存期間が終了し、既に廃棄済みであること、書類が保存されている平成21年度以降の3件（いずれも契約前納品）については、契約と納品にかかる書類の記載が整合していることなどから、原因の究明は関係者の記憶に頼らざるを得ないが、契約から長期間が経過しており関係者の記憶が曖昧になっていることから、報告された以上の原因究明は困難

と思われる。

4 委員会における検証、提言を受けての法人としての再発防止強化策

(1) 事務手続きの明確化

会計事務のフロー図を作成し、手続き及び関係書類を明確にするとともに、以下の対策を強化することとする。

(2) 契約事務体制の強化

ア 契約担当者は、原課職員（発注依頼者）からの至急案件についても、契約前発注を行わないこととし、加えて原課職員が直接業者に発注することがないように指導することとする。

イ 翌年度納入となるおそれを排除するため、履行期限は、真にやむを得ない場合を除き、原則2月末までとする。

ウ 契約担当者において、随時履行状況を業者に確認し、適切な進行管理を行うとともに、期限内の履行が困難となった場合は、契約変更又は契約の相手方に対し損害遅延金、違約金の請求を行う等、関係規定に基づく所要の手続きを講ずることとする。

また、特に毎年度3月上旬を一斉点検期間と位置づけて、年度内の履行の状況について業者への確認を行っていくこととする。

(3) 検査事務体制等の強化

ア 検査にあたっては、検査職員のほか原課職員を立ち合わせ、原則2名により検査を行うこととする。

イ 検査終了後、業者立会いの下、納品書に検査済の押印をするとともに、当該納品書の余白に業者（担当者）のサイン及び日付を記載し、相互に確認を行う。

ウ 検査終了後、検査職員は、納品のあった物品等を原課職員へ引き渡す際、契約決議書の写しを用意し、当該写しの備考欄に、原課職員による「受領年月日」及び「受領サイン（氏名）」を明記させることとする。

エ 検査終了後、原課職員（発注依頼者）は、検査職員から当該物品を引き受ける際、契約依頼票の写しに受領した旨を明示することとする。

オ 重要物品については、検査終了後、当該検査に係る関係書類の写しを翌月末までに本部管財課を経由して業務監査室に提出するものとし、業務監査室において疑義が生じた場合は、別途監査を行うこととする。

(4) 職員の意識の啓発

契約事務等担当職員に対し、会議・研修会等を開催し、関係規程等の遵守、契約事務等におけるルールの徹底を図ることとする。

(5) 再発防止策の実施時期

平成28年1月から実施。

IV 今後の対応

FAMICとしては、委員会における検証結果を踏まえ、事案発生当時、担当職員の関係規程遵守意識の欠如や会計制度の認識不足により、当該年度の予算執行を優先させたり、物品の納品を急がせたりしたことが不適正な経理事案の発生原因であると認識しているところである。

なお、今回不適正な経理処理とされた事案については、実際の納品日と関係書類上の納品日とに相違はあったものの、契約した物品は確実に納品されており、法人に損害を与えたものではないとの検証結果が委員会において確認されたところである。

また、平成22年の農林水産省における不正経理問題等も踏まえ、平成24年4月に不正経理の防止及び対応等について全職員へ指導を実施しており、平成24年度以降の経理処理において、会計検査院からの不適正経理の指摘はなかったところである。

以上のことから、FAMICとしては、農林水産省等における過去の処分例も踏まえれば、本件関係者を懲戒処分等に付すには及ばないものと考えているが、農林水産省とも調整しつつ適切に対応する考えである。

今後は、これまで講じてきた対応に加え、速やかに再発防止強化策を実行し、信頼の回復に努めたい。